

奥州市上下水道事業告示第 9 号

奥州市排水設備工事指定店規程（令和 2 年奥州市上下水道事業管理規程第 31 号）第 4 条の規定により、排水設備工事指定店を次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 1 日

奥州市長 倉 成 淳

1 奥州市排水設備工事指定店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地
314	さくら総業	代表 及川 拓磨	奥州市水沢佐倉河字久田 49-3

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 その他

奥州市公共下水道施設、奥州市営浄化槽、奥州市農業集落排水処理施設及び奥州市汚水処理施設の排水設備工事は、奥州市排水設備工事指定店に指定された者が行う。